（第３９期）

# 貸　借　対　照　表

（２０２５年3月３１日現在）

旭化成アミダス株式会社

| 科　　目 | 金　　額 | 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|---|---|
| | 百万円 | | 百万円 |
| （資　産　の　部） | （　7,622） | （負　債　の　部） | （　2,445） |
| 流　動　資　産 | 7,046 | 流　動　負　債 | 2,019 |
| 現　金　及　び　預　金 | 251 | 未　　払　　金 | 182 |
| 売　　掛　　金 | 1,329 | 未　払　消　費　税 | 220 |
| 仕　　掛　　品 | 1 | 未　払　法　人　税　等 | 59 |
| 貯　　蔵　　品 | 8 | 未払住民税及び事業税 | 78 |
| 前　　払　　費　　用 | 41 | 未　　払　　費　　用 | 1,452 |
| 短　期　貸　付　金 | 5,411 | 預　　り　　金 | 27 |
| 立　　替　　金 | 6 | | |
| 貸　倒　引　当　金 | △ 0 | | |
| | | 固　定　負　債 | 425 |
| | | 退　職　給　付　引　当　金 | 359 |
| | | そ　の　他　固　定　負　債 | 67 |
| 固　定　資　産 | 576 | | |
| 有　形　固　定　資　産 | 99 | （純資産の部） | （　5,177） |
| 建　　物 | 85 | | |
| 工具，器具及び備品 | 14 | 株　主　資　本 | 5,177 |
| | | 資　　本　　金 | 80 |
| 無　形　固　定　資　産 | 64 | | |
| ソ　フ　ト　ウ　ェ　ア | 63 | 利　益　剰　余　金 | 5,097 |
| 電　話　加　入　権 | 0 | 利　益　準　備　金 | 23 |
| | | そ　の　他　利　益　剰　余　金 | 5,074 |
| 投　資　そ　の　他　の　資　産 | 413 | 繰　越　利　益　剰　余　金 | 5,074 |
| 長　期　前　払　費　用 | 0 | （うち当期純利益） | 430 |
| 繰延税金資産（固定） | 310 | | |
| 差　入　保　証　金 | 103 | | |
| 資　産　合　計 | 7,622 | 負　債　・　純　資　産　合　計 | 7,622 |

（第３９期）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）棚卸資産
仕　　掛　　品　……個別法による原価法に基づく低価法
貯　蔵　品（一般）……個別法による原価法に基づく低価法
貯　蔵　品（洗替）……総平均法による原価法に基づく低価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

（２）無形固定資産（リース資産を除く）
……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
……その他の無形固定資産は定額法

（３）リース資産　……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

（２）退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、人材派遣業を主な事業としている。
人材派遣業については、契約に基づき人材派遣サービスの提供（合意期間わたって業務に適した人材を顧客に派遣すること）時点において顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断していることから、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識している。
収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。
対価は、当該サービスに対する支配が顧客に移転した時点から概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

（２）グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用している。

（会計方針の変更に関する注記）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。
法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-２項（２）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。
これによる計算書類に与える影響はない。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式　1,600株

２．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2024年6月24日開催の株主総会において、次のとおり決議している。
普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| （イ）配当金の総額 | 158百万円 |
| （ロ）１株当たり配当額 | 98,750円 |
| （ハ）基準日 | 2024年3月31日 |
| （ニ）効力発生日 | 2024年6月25日 |

３．当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2025年6月24日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定している。
普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| （イ）配当金の総額 | 215百万円 |
| （ロ）配当の原資 | 利益剰余金 |
| （ハ）１株当たり配当額 | 134,375円 |
| （ニ）基準日 | 2025年3月31日 |
| （ホ）効力発生日 | 2025年6月25日 |

（資産除去債務に関する注記）

本社事務所の建物賃貸借契約に基づき、退去時における現状回復に係る義務を資産除去債務として認識しているが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっている。
当会計年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 前会計年度末残高（注） | 27,304,584円 |
| 当年度計上額 | 3,027,408円 |
| 当会計年度末残高 | 30,331,992円 |

（注）「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年3月31日）を適用しているため、前会計年度の末日における残高に代えて、当会計年度の期首における残高を記載している。

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。